

令和 8 年度町民の声対応簿

(令和 8 年 5 月～ 6 月受付分)

番号	受付日	御題	概要	回答・対応	担当課	問合せ先	公開日	回答日
1	令和8年 6月8日	琴浦町役場本庁舎 喫煙所設置に対す る意見	健康増進法により公共施設敷地内禁煙となっている 中、琴浦町役場本庁舎へ喫煙所を設置することに反 対です。	琴浦町役場本庁舎喫煙所につきましては、役場敷地内での望まない受動喫煙を防ぐため、 「特定屋外喫煙場所」を設置するものです。 健康増進法では、行政機関の庁舎は「第一種施設」に該当し、原則敷地内禁煙となってい ますが、以下の基準をすべて満たしたうえで「特定屋外喫煙場所」を設けることが可能と なっています。 ①喫煙場所であることの明示 ②非喫煙者の立ち入り防止 ③受動喫煙を防ぐための措置 琴浦町役場本庁舎での喫煙所は、施設の出入口や待合スペースから離れた施設利用者が通 常立ち寄らない位置とし、他の来庁者の受動喫煙リスクを最小限に抑えます。また、施設 にパーテーションによる囲いを設置するほか、入口には明確な表示を行い、非喫煙者が 誤って立ち入らないよう配慮します。 上記の趣旨により喫煙場所を特定し、受動喫煙を防ぐための施設となりますので、ご理解 のほどよろしくお願いいたします	総務課	0858- 52- 1700	令和8年 7月1日	令和8年 6月11日